



市 章

名護市公報

第512号

発 行 令和 8年 7月15日

発行所 名護市
総務部総務課

——— 条 例 ———

- 名護市条例第14号(総務課)
名護市選挙公報の発行に関する条例の公布について
- 名護市条例第15号(総務課)
名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第16号(総務課)
名護市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第17号(総務課)
名護市水道給水条例及び名護市下水道条例の一部を改正する条例の公布について

——— 規 則 ———

- 名護市規則第22号(都市計画課)
名護市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成16年規則第8号)の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第23号(人事行政課)
名護市職員の休暇に関する規則及び名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の公布について

——— 訓 令 ———

- 名護市訓令第5号(総務課)
名護市公印に関する規程の一部を改正する規程の公表について

——— 告 示 ———

- 名護市告示第131号(社会福祉課)
名護市地域福祉基金運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第132号(農業政策課)
名護市新規畑人支援給付金給付要綱の全部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第133号(園芸畜産課)

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱の公表について

- 名護市告示第135号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について
- 名護市告示第136号(財政課)
令和8年度名護市一般会計補正予算の公表について(第1号補正)
- 名護市告示第137号(財政課)
令和8年度名護市介護保険特別会計予算の公表について(第1号補正)
- 名護市告示第138号(財政課)
令和8年度名護市一般会計補正予算の公表について(第2号補正)
- 名護市告示第139号(総務課)
令和8年第316回名護市議会臨時会の招集告示について
- 名護市告示第140号(園芸畜産課)
名護市子牛生産育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第141号(農林水産課)
名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について

——— 公 告 ———

- 名護市公告第29号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(宮里大南線(宮里区間)道路改良工事(その3))
- 名護市公告第30号(こども政策課)
名護市こども・若者計画(仮称)策定基礎調査業務委託プロポーザルの実施について(公告)
- 名護市公告第31号(国民健康保険課)
公売公告の掲示及び公売通知書の発送について
- 名護市公告第32号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について
(喜知留川河川整備工事 (R8))

- 名護市公告第33号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について
(名護100号線道路改良工事 (その7))

- 名護市公告第34号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について
(市道数久田15号線道路改良工事 (その3))

- 名護市公告第35号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について
(羽地中部支線14-1号農道整備工事 (R8))

- 名護市公告第36号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について
(辺野古地区市道整備工事 (R8))

- 名護市公告第37号(都市計画課)

大瀬原公園 (ポーシ公園) の共用開始公告
について

名護市選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

令和8年 7月 8日

名護市長

渡邉知

武豊



名護市条例第 14号

名護市選挙公報の発行に関する条例 ～別紙

名護市選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、名護市議会議員及び名護市長の選挙（以下「選挙」という。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 名護市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、選挙が行われるときは、当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行するものとする。

(掲載文等の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、当該選挙の期日の告示があった日に、その掲載文及び写真を添えて委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 選挙公報に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要しなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(適用除外)

第7条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、名護市行政手続条例（平成9年条例第14号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 8 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市条例第 15 号

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第3条第1項第4号に掲げる行為以外におけるあけみおスポーツコンベンションセンターのトレーニング室又は大浴場（サウナを含む。）の使用については、別表第5に掲げる使用料を納付するものとし、その使用料の納付をもって使用許可を受けたものとする。

第19条第1項中「別表第6」を「別表第7」に改め、「掲げる都市公園」の次に「又は当該都市公園内の施設の全部若しくは一部」を加え、同条第2項中「別表第2」の次に「及び別表第5」を加える。

別表第1中

「

九年又原公園		名護市大北二丁目5188番
--------	--	---------------

」

を

「

九年又原公園		名護市大北二丁目5188番
大瀬原公園	ポーシ公園	名護市字宮里449番

」

に改める。

別表第2中

「

あけみお スカイ SKYド ーム	高校生以下	1時間につき	1,000円
	一般	1時間につき	3,000円
	職業団体（興行等を含む。）	基本料金	30,000円
		1時間につき	3,000円
	照明施設	1時間につき	2,800円
	放送施設	1回につき	1,000円
	会議室	1時間につき	100円
	空調設備利用加算	1時間につき	150円
床面の3分の1又は3分の2を部分占用する場合の料金は、上記料金にそれぞれ3分の1又は3分の2を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。			
相撲場	高校生以下	1時間につき	500円
	一般	1時間につき	1,000円

」

を

「

あけみお	高校生以下	1時間につき	1,000円
------	-------	--------	--------

スカイ SKY ドー ム	一般		1 時間につき	3, 000円	
	職業団体（興行等を含む。）		基本料金	30, 000円	
			1 時間につき	3, 000円	
	照明施設		1 時間につき	2, 800円	
	放送施設		1 回につき	1, 000円	
	会議室		1 時間につき	100円	
			空調設備利用加算	1 時間につき	150円
床面の 3 分の 1 又は 3 分の 2 を部分占用する場合の料金は、上記料金にそれぞれ 3 分の 1 又は 3 分の 2 を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。					
あけみお スポーツ コンベン ションセ ンター	トレーニング室	中学生・高校生	1 時間につき	市内	4, 700円
				市外	9, 300円
		一般	1 時間につき	市内	9, 300円
				市外	18, 500円
		一般（満65歳以上の者）	1 時間につき	市内	4, 700円
				市外	9, 300円
	職業団体		1 時間につき	33, 600円	
	多目的室 1		1 時間につき	市内	800円
				市外	1, 500円
				空調設備利用加算	300円
	多目的室 2		1 時間につき	市内	800円
				市外	1, 500円
				空調設備利用加算	300円
	多目的室 3		1 時間につき	市内	1, 500円
				市外	3, 000円
				空調設備利用加算	600円
	多目的室 4		1 時間につき	市内	800円
				市外	1, 500円
				空調設備利用加算	300円
	多目的室 5		1 時間につき	市内	800円
				市外	1, 500円
				空調設備利用加算	300円

	多目的室備品	1 点 1 時間につき	1, 000 円以内で規則で定める額	
			大浴場（サウナを含む。） 男・女	高校生以下
				大浴場（サウナを含む。） 各 1 時間につき
			一般	市内 3, 400 円
				市外 6, 800 円
			一般（満 65 歳以上の者）	市内 6, 800 円
				市外 13, 500 円
			大浴場（サウナを含む。） 各 1 時間につき	市内 3, 400 円
相撲場		1 時間につき	高校生以下	市外 6, 800 円
				500 円
	相撲場	1 時間につき	一般	1, 000 円

に改め、同表備考に次の 2 項を加える。

6 この表において市内とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本市に住所を有する者又は本市に通勤若しくは通学する者
- (2) 本市に所在する法人又は団体

7 この表において市外とは、前項に規定する者以外の者をいう。

別表第 6 中

「

下袋児童公園		名護市大東二丁目 1707 番 4
--------	--	-------------------

」

を

「

下袋児童公園		名護市大東二丁目 1707 番 4
名護浦公園	2 1 世紀の森	名護市宮里二丁目 1 番

」

に改め、同表を別表第 7 とし、別表第 5 を別表第 6 とし、別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 9 条関係）

区分		単位	料金	
トレーニング室	中学生・高校生	1 時間につき	市内	300 円
			市外	600 円
	一般	1 時間につき	市内	600 円
			市外	1, 200 円
	一般（満 65 歳以上の者）	1 時間につき	市内	300 円
			市外	600 円
大浴場（サウナを含む。）	高校生以下	1 回につき	市内	600 円
			市外	1, 100 円
	一般	1 回につき	市内	1, 100 円
			市外	2, 100 円

	一般（満65歳以上の者）	1回につき	市内	600円
			市外	1,100円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 2 使用料の額は、料金の額と、料金の額に消費税額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて使用料を徴収する。
- 4 この表において市内とは、本市に住所を有する者又は本市に通勤若しくは通学する者をいう。
- 5 この表において市外とは、前項に規定する者以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定及び第19条の改正規定並びに別表第2の改正規定及び別表第5から別表第7までの改正規定は、令和9年1月15日から施行する。

（準備行為）

- 2 あけみおスポーツコンベンションセンターの設置に係る手続その他の準備行為は、前項ただし書に規定する施行の日前においても行うことができる。

名護市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 8 日

名護市長 渡辺知武



名護市条例第 16 号

名護市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

名護市学校給食センター設置条例（昭和47年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
名護市名護第一学校給食センター	名護市字辺野古 690 番地 34
名護市東江学校給食センター	名護市大東二丁目 4 番 2 号
名護市屋部学校給食センター	名護市字宇茂佐 804 番地 8

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

名護市水道給水条例及び名護市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 8 日

名護市長

渡辺知 武豊



名護市条例第 17 号

名護市水道給水条例及び名護市下水道条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市水道給水条例及び名護市下水道条例の一部を改正する条例
(名護市水道給水条例の一部改正)

第1条 名護市水道給水条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「事業者」の次に「又は他の地方公共団体の長若しくは他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をしたもの（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第7条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第9条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

(名護市下水道条例の一部改正)

第2条 名護市下水道条例（昭和54年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名護市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 22 号

名護市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
～別紙

名護市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

名護市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 7 号及び様式第 8 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市職員の休暇に関する規則及び名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

名護市長

渡辺 武豊



名護市規則第 **23** 号

名護市職員の休暇に関する規則及び名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市職員の休暇に関する規則及び名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(名護市職員の休暇に関する規則の一部改正)

第1条 名護市職員の休暇に関する規則（令和7年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

名護市訓令第5号

名護市公印に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月10日

名護市長 渡具知 武豊



名護市公印に関する規程の一部を改正する規程 ～別紙

名護市公印に関する規程の一部を改正する規程

名護市公印に関する規程（1970年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第16条」を「第19条」に改め、「規定する」の次に「方法により作成された」を加える。

附 則

この規程は、令和8年7月10日から施行する。

名護市告示第131号

名護市地域福祉基金運営委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年6月19日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域福祉基金運営委員会設置要綱 ～別紙

名護市地域福祉基金運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱

名護市地域福祉基金運営委員会設置要綱（令和２年３月18日告示第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
○名護市地域福祉基金運営委員会設置要綱 (趣旨) 第1条～第3条 略 (会長) 第4条 会長は福祉部長をもって充てる。 (会議の招集) 第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。 (削除) <u>2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者又は関係部署の課長等の出席を求め、その意見を聞くことができる。</u> (庶務) 第6条・第7条 略 別表 福祉部長 社会福祉課長 介護長寿課長	○名護市地域福祉基金運営委員会設置要綱 (趣旨) 第1条～第3条 略 (会長及び副会長) 第4条 会長は福祉部長、副会長は社会福祉課長をもって充てる。 (会議の招集) 第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。 <u>2 委員会は、2分の1以上の委員の出席がなければ会議を開く事</u> <u>ができない。</u> <u>3 委員会において、必要のあるときは、委員以外の学識経験者又は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。</u> (庶務) 第6条・第7条 略 別表 福祉部長 社会福祉課長 介護長寿課長 <u>保育・幼稚園課長</u> <u>健康増進課長</u> <u>財政課長</u> <u>地域力推進課長</u> <u>その他市長が任命又は委嘱する者</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示日から施行する。

名護市告示第 132 号

名護市新規畑人支援給付金給付要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月25日

名護市長 渡具知 武豊



名護市新規畑人支援給付金給付要綱の全部を改正する要綱 ～別紙

名護市新規畑人支援給付金給付要綱の全部を改正する要綱

名護市新規畑人支援給付金給付要綱（令和4年告示第201号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、経営確立及び経営安定化のための給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において給付するものとし、その給付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急対策実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急円滑化対策実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、新規畑人資金支援事業補助金交付要綱（令和4年4月1日付農営第124号）及び名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（給付対象事業等）

第2条 給付金の給付対象となる事業（以下「事業」という。）は、別表に定めるものとし、その事業内容は国実施要綱別記2及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1に基づくものとする。

（青年等就農計画等の作成及び承認申請）

第3条 給付金の給付を受けようとする者又は法人（以下「申請者」という。）は、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による認定を受けた青年等就農計画に、経営開始資金にあたっては国実施要綱別記2の第5の2の(1)のエの経営開始資金申請追加資料を添付したもの、経営開始支援資金にあたっては国緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5の2の(1)のエの経営開始支援資金申請追加資料を添付したもの（以下、「青年等就農計画等」という。）を作成し、青年等就農計画承認申請書（様式第1号）に添付し市長に承認申請しなければならない。

あわせて、経営開始資金申請追加資料別添10又は経営開始支援資金申請追加資料別添10「みどりチェック」チェックシート（以下、「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、市長に提出する。

2 申請者は、青年等就農計画等の作成に当たっては、国実施要綱別記2の第6の2の(1)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第6の2の(1)に規定する関係機関、関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

（青年等就農計画等の承認）

第4条 市長は、前条の承認申請があった場合には、内容について審査し、計画を承認すべきものと認めた場合は、名護市新規畑人支援給付金給付事業に係る青年等就農計画等承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、青年等就農計画等の審査に当たっては、必要に応じて国実施要綱別記2の第7の2の(2)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第7の2の(2)に規定する関係機関や関係者による面接等を実施するものとする。

（青年等就農計画等の変更）

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更しようとする場合は、第3条の規定に準じて青年等就農計画等変更承認申請書（様式第3号）によ

り計画の変更を申請する。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。

（青年等就農計画等の変更の承認）

第6条 市長は、前条の規定による青年等就農計画等の変更申請があった場合について、計画の変更を承認すべきと認めた場合は、第4条の規定に準じて青年等就農計画等変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（給付申請）

第7条 第4条第1項の承認を受けた申請者は、毎年度市長が定める日までに名護市新規畑人支援給付金給付申請書（様式第5号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。給付の申請は1か月分から1年分までの間で市長が定める単位として行い、原則として、申請する給付対象期間の最初の日から1年に以内に行うものとする。

2 申請の対象は、国実施要綱別記2の第6の2の(3)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第6の2の(3)に規定する年月日以降の農業経営とする。

（給付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による給付申請書の提出があったときは、審査のうえ、給付金を給付すべきものと認めたときは、申請者に対し名護市新規畑人支援給付金給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 給付決定を受けた申請者（以下「給付対象者」という。）は、第7条第1項の給付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による給付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、取り下げる理由を記載した名護市新規畑人支援給付金取下申出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

第10条 給付対象者は、第8条第1項の規定による給付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（給付の停止）

第11条 市長は、給付対象者が国実施要綱別記2の第5の2の(3)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の(3)に該当する場合は、給付金の給付を停止する。

（給付の中止）

第12条 給付対象者は、給付金の受給を中止する場合には中止届（国実施要綱別記2の別紙様式第6号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第6号。以下同じ。）を市長に提出するものとする。

（給付の休止）

第13条 給付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は休止届（国実施要綱別記2の別紙様式第7号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第7号。以下「休止届」という。）を市長に提出するものとする。ただし、休止期間は原則1年以内とする。

2 休止届を提出した給付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（国実施要綱別記2の別紙様式第20号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第20号。「以下「経営再開届」という。」を市長に提出するものとする。

3 前号の規定にかかわらず、給付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、給付期間を延長することができるものとし、経営再開届と合わせて第5条の手続きに準じて青年等就農計画等の給付期間の変更を申請する。ただし、国実施要綱別記2の第5の2の(2)のイ及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

（給付請求）

第 14 条 給付対象者は、給付金の給付を受けようとする場合は、名護市新規畑人支援給付金給付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第 15 条 給付対象者は、給付期間中、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月の就農状況報告（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 9－1 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 9－1 号。以下「就農状況報告」という。）を市長に提出しなければならない。また、給付期間終了後 5 年間（第 17 条の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて 5 年間とする。以下「就農継続期間」という。）は、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直近 6 か月の作業日誌（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 9－1 号－1 又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 9－1 号－1。以下「作業日誌」という。）を市長に提出しなければならない。

2 給付対象者は、毎年 1 回、就農状況報告の際、原則、毎年 1 月末までの報告時）に、チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、チェックシートを市長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

（住所等変更報告）

第 16 条 給付対象者は、給付期間内及び就農継続期間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 12 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 12 号）を市長に提出するものとする。

（就農中断報告等）

第 17 条 給付対象者は、就農継続期間にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに就農中断届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 15 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 15 号。以下、「就農中断届」という。）を市長に提出する。ただし、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 16 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の様式第 16 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき給付対象者から就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、名護市新規畑人支援給付金給付事業就農中断承認通知書（様式第 9 号）により、就農の中断を承認するものとする。

3 市長は就農中断届の提出のあった給付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（離農報告）

第 18 条 給付対象者は、就農継続期間中に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 21 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 21 号）を市長に提出するものとする。

（就農期間中の確認）

第 19 条 市長は、第 15 条の規定に基づく就農状況報告を受けた際は、サポートチーム（国実施要綱別記 2 の第 7 の 2 の(11)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の第 7 の 2 の(11)に規定するサポートチーム。以下同じ。）と協力し、国実施要綱別記 2 又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 に定める「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合はサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は就農状況確認チェックリスト（国実施要綱別記 2 の別紙様式第 17 号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記 1 の別紙様式第 17 号。以下「就農状況チェックリスト」という。）を用いて、給付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

2 市長は、前項の規定に加え、サポートチームと協力して給付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は国実施要綱別記1の第7の2の(5)のイの(ア)から(ウ)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第7の2の(5)のイの(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況チェックリストを用いて、経営状況と課題を給付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(返還)

第20条 給付金の返還については、国実施要綱別記2の第5の2の(4)又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(4)で定めるところによる。

2 給付対象者は、国実施要綱別記2の第5の2の(4)のただし書き又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(4)のただし書きで定める病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（国実施要綱別記2の別紙様式第18号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第18号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、国実施要綱別記2の第5の2の(4)のただし書き及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(4)のただし書きのやむを得ない事情として前項の申請を認める場合においては、名護市新規畑人支援給付金返還免除承認通知書（様式第10号）により通知し、返還を免除することができる。

(申請窓口)

第21条 給付対象者は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村を申請窓口の基本とする。

(給付金の経理等)

第22条 給付対象者は、給付金を含む自身の農業経営における経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で適切に管理し、市長から提出を求められたときは、これらを速やかに提出しなければならない。

(協力事項)

第23条 給付対象者及び給付対象者であった者は、市長から以下の依頼がある場合には、積極的に協力するものとする。

(1) 給付対象者及び給付対象者であった者の圃場視察

(2) 第19条第1項又は第2項のサポートチーム活動

(給付情報の登録)

第24条 市長は、青年等就農計画等や第7条に規定する給付申請書等の提出があった場合、データベースに給付情報等を速やかに登録するものとする。

(その他)

第25条 国実施要綱別記2の第5の2の(1)のセ及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第5の2の(1)のセに該当する者は、営農実施申請書（国実施要綱別記2の別紙様式第29号又は国緊急円滑化対策実施要綱別記1の別紙様式第29号。以下、「営農実施申請書」という。）を市長に提出する。

2 市長は、営農実施申請書の提出を受けたときは、営農実施申請承認通知書（様式第11号）を通知するものとし、予算の範囲内で承認する。

3 前項の承認を受けた給付対象者は、国実施要綱別記2の第6の2の(1)から(7)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第6の2の(1)から(7)までの規定に基づき手続きを行うこととする。

4 市長は、前項の承認を受けたものについては、国実施要綱別記2の第7の2の(1)から(8)まで及び(10)及び国緊急円滑化対策実施要綱別記1の第7の2の(1)から(8)まで及び

(10)の規定に基づき手続きを行うこととする。

(補則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和 8 年告示第132号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 7 日から適用する。

別表 (第 2 条関係)

区分	対象事業	給付対象者	給付対象経費	給付金の額	給付対象期間
名護市新規 畑人支援給 付金	経営開始資金	国実施要綱 別記 2 第 5 の 2 の (1) に定める要 件を満たす 者	国実施要綱別記 2 に基づいて行 う事業に要する 経費	国実施要綱 別記 2 第 5 の 2 の 2 の (2) に基 づく額	国実施要綱別 記 2 第 5 の 2 の 2 の (2) に基づく期間
	経営開始支援 資金	国緊急円滑 化対策実施 要綱別記 1 第 5 の 2 の (1) に定め る要件を満た す者	国緊急円滑化対 策実施要綱別記 1 に基づいて行 う事業に要する 経費	国緊急円滑 化対策実施 要綱別記 1 第 5 の 2 の 2 の (2) に基づく額	国緊急円滑化 対策実施要綱 別記 1 第 5 の 2 の 2 の (2) に基づく期間

名護市告示第133号

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月25日

名護市長 渡具知 武豊



名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱 ～別紙

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 25 日

告示第133号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣の捕獲等に従事しようとする者が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第 2 項に規定する第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許（以下「狩猟免許」という。）を新規に取得する場合において、その免許の取得に要する経費を補助することにより、農林産物等への被害の減少を図ることを目的とし、予算の範囲内において名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 交付申請を行った年度において新たに狩猟免許の全部又は一部を取得した者
- (3) 市の求めに応じて有害鳥獣の捕獲等に従事することを誓約できる者
- (4) 市税の滞納が無い者

(補助金対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる費用とし、補助金の額は、1 人につき 2 万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 狩猟免許取得に係る経費
- (2) 狩猟免許初心者講習会の受講料
- (3) 狩猟免許試験受験申請料
- (4) 狩猟者登録申請手数料

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象経費の領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 市の求めに応じて有害鳥獣の捕獲等に従事することの誓約書
- (4) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 住民票抄本(申請者本人のもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び確定し、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定兼確定通知を受けた者は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りの申請その他不正な手段により交付決定を受けたと認めたときは、交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者は、鳥獣の捕獲活動に当たって、危険及び損害の防止に努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

名護市長 殿

住所 名護市

氏名

印

連絡先

年 月 日に新たに狩猟免許を取得したので、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 _____ 円

2 狩猟免許の種類（受験した免許を○で囲む。複数可）

第一種銃猟免許

第二種銃猟免許

わな猟免許

網猟免許

3 補助対象経費

補助金対象経費	金 額
(1) 狩猟免許初心者講習会受講料	円
(2) 狩猟者免許試験受験申請料	円
(3) 狩猟者登録申請手数料	円
合 計	円

4 添付書類

- ① 取得した狩猟免状の写し
- ② 補助金対象経費の領収書の写し
- ③ 有害鳥獣の捕獲等に従事することの誓約書
- ④ 市税を滞納していないことを証明する書類
- ⑤ 住民票抄本(申請者本人のもの)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 2 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けた場合、補助対象外とする。

(別紙)

年 月 日

名護市長 殿

住所 名護市
氏名 印

誓 約 書

私は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金を申請するにあたって、関係法令を遵守し、名護市内で率先して有害鳥獣の捕獲活動に従事することを誓約します。

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付決定兼確定通知書

名 第 号
年 月 日

殿

名護市長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び確定したので通知します。

記

1 交付決定兼確定額 金 _____ 円

2 決定に際しての指示又は条件

補助事業者は、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

3 その他

- ① 補助事業者は、偽りの申請その他不正な手段により交付決定を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す。
- ② 交付決定が取り消され、すでに補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに返還するものとする。

様式第3号（第6条関係）

名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金請求書

年 月 日

名護市長 殿

住所

氏名 印

年 月 日付け名 第 号で交付兼確定決定の通知があった名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金について、名護市狩猟免許新規取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名							支店名		種別		
銀行 農業協同組合							支店	普通 当座 その他			
							支所				
口座番号							口座名義人				
							フリガナ				
							氏名				

※口座番号は「右詰め」でご記入ください。

公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。
なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年7月2日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 額			納 税 義 務 者
		税 目	年 度	期 別	
1227980	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第5～8期	仲地 功太

名護市告示第 136 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年6月11日招集の第223回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年7月3日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市一般会計補正予算(第1号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 137 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年6月11日招集の第223回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年7月3日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市介護保険特別会計補正予算(第1号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 138 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年6月11日招集の第223回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年7月3日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市一般会計補正予算(第2号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第139号

令和8年第316回名護市議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年7月6日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和8年7月13日

2 場 所 名護市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 土地の取得について（羽地地域交流拠点施設整備事業用地）
- (2) 人権擁護委員候補者の推薦について

名護市告示第140号

名護市子牛生産育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月6日

名護市長 渡具知 武豊



名護市子牛生産育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市子牛生産育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市子牛生産育成事業補助金交付要綱（平成26年告示第58号）の一部を次のように改正する。

新	旧
第1条 略 （補助金の額）	第1条 略 （補助金の額）
第2条 子牛生産育成事業に対する補助金の額は、登記した生産子牛1頭につき <u>20,000円</u> 以内とする。	第2条 子牛生産育成事業に対する補助金の額は、登記した生産子牛1頭につき <u>15,000円</u> 以内とする
以下 略	以下 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この要綱は、告示の日から施行する。
（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による特例措置）
- この要綱の施行の日から令和9年3月15日までの補助金の額は、改正後の第2条に規定する補助金の額に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による特例措置として、10,000円を加算した額とする。
- 前項に規定する補助金の額を交付決定する場合は、様式第2号中「円」とあるのは、「円（名護市子牛生産育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和8年告示第140号）附則第2項の規定による1頭につき10,000円の加算分を含む。）」と読み替えるものとする。
- 令和8年4月1日からこの要綱の施行の日前までに交付決定を受けた補助金については、第2項の規定を適用し、既に交付した補助金との差額を追加交付することができる。

名護市告示第141号

名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月8日

名護市長 渡具知 武豊



名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱（平成18年告示第82－2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 市長は、<u>漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落を支援することにより、販売・生産の面で不利な条件にある離島地域の漁業再生活動（漁業の再生に関する話し合い等、漁場の生産力の向上に関する取組及び漁業の再生に関する実践的な取組をいう。以下同じ。）の自立的かつ継続的な実施のため、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付3水港2556号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</u>その交付に関しては、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (事業対象者) 第2条 事業の対象者は、次に掲げる団体とする。 (1) <u>集落協定（交付等要綱の第4の1の(1)のオの(エ)に規定する協定をいう。以下同じ。）に基づき、集落協定の計画期間を通じて漁業再生活動を行う集落であって、次に掲げる全ての要件を満たす対象漁業集落とする。</u> <u>ア 構成員、役員及び経費等について定めた規約を有すること。</u> <u>イ 漁業経営体が3経営体以上存在すること。</u> <u>ウ 漁業世帯数が4戸以上存在すること。</u> <u>エ 活動の中核となりうる65才未満の漁業世帯を含むこと。</u> <u>オ 担い手、高齢者、兼業者、水産関係者、サポーター等の役割分</u>	(趣旨) 第1条 市長は、<u>漁場の生産力の向上等に関する漁業活動を支援するため、漁業の再生並びに漁業及び漁村の有する多面的機能の維持増進を図るための事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、</u>その交付に関しては、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (事業対象者) 第2条 事業の対象者は、次に掲げる団体とする。 (1) <u>漁業者で組織する団体</u>

改正後	改正前
<u>担が定着し、基本交付金による支援がなくても対象漁業集落として漁業再生活動の継続が可能になると判断される場合に該当するものでないこと。</u> <u>カ 漁業就業者一人当たりの平均漁業所得が、沖縄県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合に該当するものでないこと。</u> <u>キ 漁業再生活動により、対象漁業集落内の漁業就業者人口について、一時的ではなく、継続的に一定程度の増加が見られるようになった場合（集団移転等特別な場合を除く。）に該当するものでないこと。</u> (2) その他市長が適当と認める団体 (対象行為、経費及び補助率) 第3条 補助金の<u>交付の対象</u>となる<u>行為</u>及び当該<u>行為</u>に要する経費及び補助率は、次のとおりとする。 <u>(1) 交付対象行為 集落協定に基づき、漁業集落が計画期間を通じて行う次のアからウまでの活動とする。</u> <u>ア 漁業の再生に関する話し合い等</u> <u>イ 漁場の生産力の向上に関する取組</u> <u>ウ 漁業の再生に関する実践的な取組</u> <u>(2) 交付対象経費 前号に定める取組に要する経費とする。</u> <u>(3) 補助率 別表1に定めるとおりとする。</u> 第4条及び第5条 略 (事業内容及び経費の配分の変更) 第6条 略 2 前項に規定する軽微な変更は、<u>別表第2</u>のとおりとする。	(2) その他市長が適当と認める団体 (対象行為、経費及び補助率) 第3条 補助金の<u>交付対象</u>となる<u>事業</u>及び当該<u>事業</u>に要する経費及び補助率は、次のとおりとする。 ・<u>漁業再生支援事業 水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の2の(5)の規定により集落協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費であって、補助率は定額とする。</u> 第4条及び第5条 略 (事業内容及び経費の配分の変更) 第6条 略 2 前項に規定する軽微な変更は、<u>別表第1</u>のとおりとする。

改正後	改正前
(事業計画の変更の承認) 第7条 略 2 前項の場合において、市長は、沖縄県知事より計画の変更の承認を得た場合は、漁業再生支援事業補助金変更承認書(様式第4号)により <u>交付事業者</u> に通知するものとする。 第8条 略 (<u>遂行状況報告</u>) 第9条 <u>交付事業者</u> は、補助事業の遂行について、補助金の交付のあった年度の <u>各四半期(第4四半期を除く。)</u> の <u>末日現在</u> において漁業再生支援事業補助金遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、<u>第4四半期の最終月の翌月7日</u> までに市長に提出しなければならない。<u>ただし、前条に規定する概算払請求書をもって、これに代えることができるものとする。</u> 第10条 略 (補助金の確定通知) 第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、漁業再生支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により <u>交付事業者</u> に通知する。	(事業計画の変更の承認) 第7条 略 2 前項の場合において、市長は、沖縄県知事より計画の変更の承認を得た場合は、漁業再生支援事業補助金変更承認書(様式第4号)により <u>補助事業者</u> に通知するものとする。 第8条 略 (<u>執行状況等の確認</u>) 第9条 <u>補助事業者</u> は、補助事業の遂行について、補助金の交付のあった年度の <u>12月31日現在において</u> 漁業再生支援事業補助金遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、<u>当該年度の1月10日</u> までに市長に提出しなければならない。 第10条 略 (補助金の確定通知) 第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、漁業再生支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により <u>補助事業者</u> に通知する。

改正後	改正前
2 市長は、<u>交付事業者</u>に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。 3 前項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、<u>交付事業者</u>が、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、当該期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で市長が定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。 （決定の取消し） 第12条 略 (1) <u>交付事業者</u>が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合 (2) <u>交付事業者</u>が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合 (3) <u>交付事業者</u>が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 (4) 略 2～4 略 第13条及び第14条 略	2 市長は、<u>補助事業者</u>に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。 3 前項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、<u>補助事業者</u>が、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、当該期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で市長が定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。 （決定の取消し） 第12条 略 (1) <u>補助事業者</u>が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合 (2) <u>補助事業者</u>が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合 (3) <u>補助事業者</u>が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 (4) 略 2～4 略 第13条及び第14条 略

改正後			改正前		
別表第 1 (第 3 条関係)			別表第 1 (第 6 条関係)		
事業	経費の内容	補助率等	事業	軽微な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
漁業再生支援事業	交付等要綱第 4 の 1 の (1) のオの (イ) に掲げる取組のうち、漁業集落が集落協定に基づいて実施するものに要する経費	1. 基本交付金 次の(1)～(3)を合計した額 (1) 国費 交付等要綱第 4 の 1 の (1) のオの (カ) による額 (2) 県費 上記(1)で算出した額の 2 分の 1 以内 (ただし、市が負担する額と同額以内とする) (3) 市費 上記(1)で算出した額の 2 分の 1 以内 2. 新規就業者特別対策交付金 次の(1)～(3)を合計した額 (1) 国費 交付等要綱第 4 の 1 の (2) のオの (オ) による額 (2) 県費 上記(1)で算出した額の 2 分の 1 以内 (ただし、市が負担する額と同額以内とする) (3) 市費 上記(1)で算出した額の 2 分の 1 以内	漁業再生支援事業		様式第 1 号の記の 2 の (1) の交付金額の増減

別表第2（第6条関係）

事業	軽微な変更	
	経費の配分の変更	事業内容の変更
漁業再生支援 事業	次に掲げる変更以外の 変更 様式第1号別紙の2の (1)の交付金額の増減	

改正後

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名 印

年度漁業再生支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、金 円の交付を下記のとおり申請します。

記

様式第1号別紙のとおり

改正前

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名 印

年度漁業再生支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、金 円の交付を下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 漁業再生支援事業

漁業集落名	交付世帯数	交付金額	今年度予算額	取組内容
	世帯	円	円	
計				

(注) 前年度の未申請分については上段〔 〕書きとし、内数とする。

今年度の申請分については中段〈 〉書きとし、内数とする。

(2) 漁業再生支援推進事業

区 分	事 業 内 容
<u>1 推進事務</u>	
(1) 説明会の開催	(開催時期) (開催回数) (集落数) 月 回 集落
(2) 検討会の開催	(開催時期) (開催回数) 月 回
(3) 集落協定の作成	(開催時期) (集落数) 月 集落
<u>2 事務確認</u>	
(1) 書類審査	(審査件数)

改正後

様式第1号別紙(第4年関係)

1 事業の目的

2 事業計画(実績)及びその内容

(1) 漁業再生支援事業

ア 基本交付金

漁業集落名	漁業集落数	交付金額	今年度予算額 (今年度精算額)	取組内容
	世帯	円	円	
計				

イ 新規就業者特別対策交付金

漁業集落名	新規就業者数	交付金額	今年度予算額 (今年度精算額)	取組内容
	名	円	円	
計				

3 経費の配分

(1) 漁業再生支援事業

ア 基本交付金

漁業集落名	取組内容	本年度予算額 (本年度精算額)	負担区分		
			県補助金	市町村	その他
		円	円	円	円
計					

イ 新規就業者特別対策交付金

漁業集落名及び 新規就業者数	取組内容	本年度予算額 (本年度精算額)	負担区分		
			県補助金	市町村	その他
		円	円	円	円
計					

4 事業完了(予定)年月日

改正前

(2) 現地確認	件 (確認時期)
3 交付事務	件
(1) 交付件数	(交付件数) (交付額) 件 千円

3 経費の配分

(1) 漁業再生支援事業

漁業集落名	取組内容	本年度予算額	負担区分	
			県補助金	市町村
		円	円	円
計				

(注) 前年度の未申請分については上段「」書きとし、内数とする。
今年度の申請分については中段「」書きとし、内数とする。

(2) 漁業再生支援推進事業

区分	本年度予算	負担区分	
		県補助	市町村
1 推進事務	円	円	円
2 確認事務			
3 交付事務			
計			

4 事業完了(予定)年月日

5 収支予算(精算)

(1) 漁業再生支援事業

① 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金 市町村費	円	円	円	円	
計					

(注) 前年度の未申請分については上段「」書きとし、内数とする。
今年度の申請分については中段「」書きとし、内数とする。

② 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	

改正後

5 収支予算(精算)

(1) 漁業再生支援事業

ア 基本交付金

① 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減額	備考
県補助金 市町村費	円	円	円	
その他				
計				

② 支出の部

漁業振興名 及び取組内容	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減額	備考
	円	円	円	
計				

イ 新規就業者特別お祝い金

① 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減額	備考
県補助金 市町村費	円	円	円	
その他				
計				

② 支出の部

漁業振興名 新規就業者特別 お祝い金取組内容	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減額	備考
	円	円	円	
計				

改正前

計	円	円	円	円	
---	---	---	---	---	--

(注) 前年度の未申請分については上段「」書きとし、内数とする。
 今年度の申請分については中段「」書きとし、内数とする。

(2) 漁業再生支援推進事業

① 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金 市町村費	円	円	円	円	
計					

② 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
1 推進事務	円	円	円	円	
2 確認事務					
3 交付事務					
計					

改正後

改正前

様式第2号(第5条関係)
名議市指令 第 号

交付事業者
住 所
氏 名

年度 漁業再生支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、年度漁業再生支援事業補助金交付申請について、名議市漁業再生支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次の条件を付して補助金を交付します。

年 月 日

名議市長

印

- 1 この補助金は、申請に係る事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 前項に抵触していると認められるときは、この指示を取り消し、既に交付している補助金の一部又は全額の返還を命じることができる。
- 5 補助金で取得した財産は、事業完了後5年間売却してはならない。
- 6 補助金の内容及び使途に係る文書は、名議市情報公開条例(平成13年条例第27号)により情報公開の対象となるので、その対応をしなければならない。

様式第2号(第5条関係)

名議市指令 第 号

交付事業者
住 所
氏 名

年度 漁業再生支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、年度漁業再生支援事業補助金交付申請(事業)について、名議市漁業再生支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次の条件を付して補助金を交付します。

年 月 日

名議市長

印

- 1 この補助金は、申請に係る 事業 以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 前項に抵触していると認められるときは、この指示を取り消し、既に交付している補助金の一部又は全額の返還を命じることができる。
- 5 補助金で取得した財産は、事業完了後5年間売却してはならない。
- 6 補助金の内容及び使途に係る文書は、名議市情報公開条例(平成13年条例第27号)により情報公開の対象となるので、その対応をしなければならない。

改正後

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

印

年度漁業再生支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業補助金については、沖縄県漁業再生支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付(減額承認)を受け〕たいので、次のとおり申請します。

注1:金額の変更のない場合は、[]の部分を除くこと。

記

様式第3号別紙のとおり

注2:様式第3号別紙の記載事項については、様式第1号別紙に準ずる。

注3:変更に係る部分についてのみ変更前を各々の下段に()書きで記載すること。

改正前

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

印

年度漁業再生支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業補助金については、名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付(減額承認)を受け〕たいので、次のとおり申請します。

注1:金額の変更のない場合は、[]の部分を除くこと。

記

注2:記載事項については、様式第1号の記に準ずる。

注3:変更に係る部分についてのみ変更前を各々の下段に()書きで記載すること。

改正後

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

印

年度漁業再生支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業補
助金について、下記のとおり金 円を概算払されたく請求する。

記

様式第5号別紙のとおり

改正前

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

印

年度漁業再生支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業
補助金について、下記のとおり金 円を概算払されたく請求する。

記

別記のとおり

改正後

様式第5号別紙(第8全開係)

1 漁業再生支援事業

年 月 日現在

(1) 基本交付金

漁業集落名 及び取組内容	事業費	交付金額	交付金額の 9割相当額	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定年月日
				金額	出来高	金額	月 日までの 予定出来高	金額	月 日までの 予定出来高	
	円	円	円	円	%	円		円	%	
計										

(2) 新規就業奨励交付金

漁業集落名 新規就業者数 及び取組内容	事業費	交付金額	交付金額の 9割相当額	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定年月日
				金額	出来高	金額	月 日までの 予定出来高	金額	月 日までの 予定出来高	
	円	円	円	円	%	円		円	%	
計										

改正前

別記

年 月 日現在

1 漁業再生支援事業

漁業集落名及び 取組内容	事業費	県補助金	補助金の 9割相当額	既受領額		今回請求額		残額		事業 完了 予定 年月日
				金額	出来高	金額	月 日 までの予 定 出来高	金額	月 日 までの予 定 出来高	
	円	円	円	円	%	円	%	円	%	
計										

(注) 前年度の未申請分については上段()書きとし、内数とする。

今年度の申請分については中段()書きとし、内数とする。

2 漁業再生支援推進事業

区分	事業費	県補助金	補助金の 9割相当額	既受領額		今回請求額		残額		事業 完了 予定 年月日
				金額	出来高	金額	月 日 までの予 定 出来高	金額	月 日 までの予 定 出来高	
1 推進事業	円	円	円	円	%	円	%	円	%	
2 確認事業										
3 交付事業										
計										

改正後

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

印

年度漁業再生支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業補助金について、名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり遂行状況を報告する。

記

様式第6号別紙のとおり

改正前

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

印

年度漁業再生支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業補助金について、名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり遂行状況を報告する。

記

1 漁業再生支援事業

漁業集落名及び 取組内容	計画 (A)	出来高 (B)	進捗率 B/A	備考
	円	円	%	

(注) 前年度の未申請分については上段「」書きとし、内数とする。
今年度の申請分については中段「」書きとし、内数とする。

2 漁業再生支援推進事業

区分	計画 (A)	出来高 (B)	進捗率 B/A	備考
	円	円	%	
1 推進事務				
2 確認事務				
3 交付事務				
計				

改正後

改正前

様式第6号別紙(第9条関係)

1 漁業再生支援事業

(1)基本交付金

漁業再生名 及び取組内容	計画 (A)	出来高 (B)	達成率 B/A	備考
	円	円	%	
計				

(2)新規就業者特別交付金

漁業再生名 新規就業者数 及び取組内容	計画 (A)	出来高 (B)	達成率 B/A	備考
	円	円	%	
計				

改正後

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名 印

年度漁業再生支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告する。

記

様式第7号別紙のとおり

注1:様式第7号別紙の記載事項については、様式第1号別紙に準ずる。

改正前

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

名護市長 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名 印

年度漁業再生支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった漁業再生支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告する。

記

別記のとおり

注1:記載事項については、様式第1号の記に準ずる。

改正後

様式第8号(第11条関係)

名護市達 第 号

交付事業者
住 所
氏 名

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定した年度漁業再生支援事業に対する補助金について、漁業再生支援事業補助金実績報告書を検討し、現地調査等の結果、適正であると認め名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第11条の規定により指令どおり 円に[円に修正の上]確定します。

年 月 日

名護市長

印

改正前

様式第8号(第11条関係)

名護市達 第 号

交付事業者

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定した年度漁業再生支援事業に対する補助金について、漁業再生支援事業補助金実績報告書を検討し、現地調査等の結果、適正であると認め名護市漁業再生支援事業補助金交付要綱第11条の規定により指令どおり 円に [円に修正の上]確定します。

年 月 日

名護市長

備 考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市公告第 29 号

令和 8 年 6 月 22 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	宮里大南線（宮里区間）道路改良工事（その3）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年10月30日
5	概要	道路改良工事一式
6	入札日時	令和8年7月8日（水）午前9時30分
7	入札場所	第2会議室
8	予定価格 （消費税込み）	4,741,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年6月30日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年7月3日（金）正午
14	質問に対する回答	令和8年7月3日（金）
15	指名通知日	令和8年7月2日（木）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級又はB級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年7月8日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者となり得る国家資格取得者（1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工管理技士または技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事C級業者に対し令和8年6月5日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。そのため、前回公告時に入札参加申請を行った、土木一式工事C級業者1者及び受注済みの業者並びに土木一式工事B級全業者（受注済業者を含む）を対象として再度公告する。本案件を受注しても土木一式工事B級の落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年6月30日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年7月2日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

公告第30号

名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務委託に係るプロポーザル
の実施について

令和8年6月25日

名護市長 渡具知 武豊



名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務委託に係るプロポーザル
実施要項 ～別紙

名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 目的

名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務（以下「本業務」という。）は、2023年（令和5年）4月に施行されたこども基本法第10条2項に基づき、こども施策に関する事項を一体的に定める「名護市こども・若者計画（仮称）」の策定に当たり、子ども、若者、子育て世代へのニーズ調査・アンケート調査により子ども・若者を取り巻く環境の実態、子育て世帯の状況及び需要を把握するとともにその課題を分析するための基礎調査、会議等の運営支援、策定基礎調査に係る全般的な支援を目的とする。

策定にあたっては、国の「こども大綱」及び沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン）の内容を勘案して作成する。

2 包含する計画等

名護市こども・若者計画（仮称）は、現行の「第3期名護市子ども・子育て支援事業計画」の内容（②）に加え、新たに次の①、③、④、⑤、⑥の計画を包含して策定するものである。

①市町村こども計画（こども基本法第10条に規定）

②市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）

③市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）

④市町村におけるこどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定）

⑤ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定）

⑥少子化社会対策基本法に規定する少子化社会対策大綱の内容を位置付けた計画

この要項は、本業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定める。

3 本業務概要

業務委託名：名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務委託

履行期間：契約締結の日から令和9年3月23日まで

履行場所：名護市全域

委託料上限額：6,265,000円（税込み価格）

※ 委託料上限額は、企画提案のための上限として設定しているものであり、契約金額ではない。

※ 見積額が委託料上限額を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

※ 委託料上限額は令和8年度6月議会における補正予算の可決を前提としています。そのため、市議会において当該予算案が否決された場合は、要項を見直しの上、再公告となります。

本業務内容：別紙仕様書によるものとする。

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者（共同企業体の場合は、構成員全員。ただし、(7)については代表企業が該当する場合は参加資格を有するものとみなす。）とする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (5) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (6) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (7) 過去 3 年以内に他の自治体において同種又は類似の業務を完了（完了見込みを含む。）した実績があること。
- (8) 共同企業体に係る留意点
 - ① 共同企業体とは、名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本業務をその構成員が共同で行うものとする。
 - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。
 - ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
 - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできないものとする。
 - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできないものとする。

5 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

※現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合があります。

項 目	期日又は期間
案件公表（公告）	令和 8 年 6 月 25 日（木）
参加表明書の提出期間	令和 8 年 6 月 25 日（木） ～ 7 月 10 日（金）午後 5 時必着
参加資格確認結果通知及びプロポーザル企画提案書類提出要請書の交付	令和 8 年 7 月 14 日（火）
質問書の提出期間	令和 8 年 6 月 25 日（木） ～ 7 月 3 日（金）正午必着
質問の回答公表日	令和 8 年 7 月 8 日（水）
企画書類の提出期限	令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 5 時必着
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 8 年 7 月 28 日（火）予定 ※
結果通知	令和 8 年 8 月 5 日（水）頃見込み
契約予定時期	令和 8 年 8 月 12 日（水）頃見込み

※応募企業数等の状況により、プレゼンテーション及びヒアリングを2日間に分けて行うことを想定し、令和8年7月29日（水）を予備日とする。

※上記に加え、プレゼンテーション及びヒアリング実施日に天候等の理由により、延期せざるを得ない場合が発生することを想定し、令和8年8月12日（水）及び同13日（木）を予備日とする。

(2) 提出書類等

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| ① 参加表明書及び誓約書 | 【様式1】 |
| ② 会社概要表 | 【様式2】 |
| ③ 業務執行体制表 | 【様式3】 |
| ④ 業務実績表 | 【様式4】 |
| ⑤ 企画提案提出書 | 【様式5】 |
| ⑥ 企画提案書 | 【任意様式】 |
| ⑦ 参考見積書 | 【任意様式】 |
| ⑧ スケジュール表又は工程表 | 【任意様式】 |
| ⑨ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可） | |
| ⑩ 質問書 | 【様式6】 ※質問がある者のみ |
| ⑪ プロポーザル参加辞退届 | 【様式7】 ※参加を辞退する者のみ |
| ⑫ 協定書 | 【任意様式】※共同企業体のみ |
| ⑬ 委任状 | 【任意様式】※共同企業体のみ |

※ 共同企業体で参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。

（ただし、上記②④⑨については、構成企業ごと提出すること。）

※ 各種証明書は3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：名護市港一丁目1番1号 福祉事務所棟2階

名護市こども家庭部こども政策課 担当：池間、照屋

※各様式は名護市公式ホームページからも入手可能

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の①の提出期限までに、②の提出書類を1部作成し、提出すること。

- ① 提出期限
令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）
- ② 参加表明提出書類
別紙1「参加表明提出書類について」参照。
- ③ 提出方法
担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着とする。

※ 担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土日祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

- ① 交付日 令和8年7月14日（火）
- ② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）
- ③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、名護市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までには書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面

- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案提出書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点の者から順に協議を行う。
- (2) 契約手続について
名護市随意契約取扱規程（平成 17 年訓令 1 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約保証金について
契約予定者は、契約保証金として、契約額の 100 分の 10 の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和 48 年規則第 19 号）第 26 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 名護市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合には、提案者に承諾無く無償で利用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果（参加事業者名及びその総合評価点数）は、提出された企画提案書等を除き、原則公開するものとする。
なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1 事業者あたりの企画提案は、1 件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式 7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の名護市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

10 提出先及び問合せ先

名護市こども家庭部こども政策課こども政策係 担当：池間、照屋
〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号
電話 0980-53-1212（内線 384） FAX 0980-53-7825
E-MAIL kodomoseisaku@city.nago.lg.jp

別紙1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は左25mm以上とし、その他の余白は任意とする。文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上とする。

(2) 次の書類一式を左2箇所ホッチキス留めとし、1部提出するものとする。

【提出書類一覧】 ※ 区分「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

NO.	提出書類	区分
1	参加表明書及び誓約書 【様式1】 ※ 記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表 【様式2】 ※ 記載は1ページ以内とする。	○
3	業務実績表 【様式4】	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可） ※ 3ヵ月以内に発行されたもの	○
5	各税に関する証明書（直近2年分）※ 3ヵ月以内に発行されたもの	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の名護市税完納証明書 ※全ての名護市税が対象	△
(4)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※ 完納証明書は不可	△
(5)	国税納税証明書	○
6	協定書【任意様式】 ※共同企業体で申請の場合のみ（正本1部）	△
7	委任状【任意様式】 ※共同企業体で申請の場合のみ（正本1部）	△

※ NO. 5の(1)から(5)は、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※ 共同企業体の場合は、NO. 2からNO. 4までは、構成企業ごとに提出すること。

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、左 25mm 以上とし、その他の余白は任意とする。文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11 ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案提出書類を受理した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。プレゼンテーションの際にパワーポイント等のデータによる説明は、提出した企画提案提出書類をもとに行うこととし、新たに書き加えることや図表等を追加することはできない。

(2) 提出部数は、次のとおりとする。

- ① 原本（企画提案提出書類）：1 部（片面印刷 A 4 版 フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案提出書類）：9 部（両面印刷 A 4 版 フラットファイル綴じ）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

NO	提出書類
1	企画提案提出書 【様式 5】 ※ 記名及び押印の上、提出すること。
2	会社概要表 【様式 2】 ※ 記載は 1 ページ以内とする。
3	業務執行体制表 【様式 3】
4	業務実績表 【様式 4】
5	企画提案書 【任意様式】 ※ 企画提案書には、別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュール等について具体的に記載すること。 ※ 20 ページ以内とすること。
6	参考見積書 【任意様式】 ※ 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(4) 上記 (3) の企画提案提出書類を NO. 1 から 6 の順で綴り、NO. の項目ごとにインデックスをつけること。また NO. 1 から 6 の順に通しページ番号を付すこと。

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績 (10 点)	・過去3年以内において国や地方自治体で同種又は類似の業務の実績があり、適切に履行しているか。 同種業務：こども計画策定業務 類似業務：子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、及びその他自治体の計画作成業務等	10
2	業務実施体制 (20 点)	・本業務を安全かつ円滑に運営できる組織体制や人員配置となっているか。	10
		・業務に精通した現場担当者を配置しているか。 ・業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容か。	10
3	企画提案内容 (55 点)	・計画策定に深い見識があり業務の趣旨、目的をよく理解した妥当なものになっているか。	10
		・回答率の向上を図るための提案は効果的か。	5
		・回答者の負担軽減を図るための提案は効果的か。	5
		・独自の提案は調査目的に即し、効果が明確か。	5
		・名護市の状況や特徴等を把握し、提案内容が名護市の実態に即したものとなっているか。	10
		・国、県の動向等を踏まえ、実施手法が適切に示されているか。	10
		・会議資料や議事録の作成等、事務局への支援体制が具体的かつ明確に示されているか。	10
4	プレゼンテーション 及びヒアリング (5 点)	・説明は簡潔で分かりやすいか。 ・質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
5	見積価格 (10 点)	配点×(最低見積額/自社の見積額) ※ 小数点以下切り捨て	10

満点：100 点（委員1人あたり）

別紙４ 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

１ 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方を１位とし、１位とした委員が多い方を最優先候補者とする。

例１

	委員１	委員２	委員３	委員４	委員５	委員審査得点合計
A社	90	80	85	95	70	420
B社	85	70	95	90	80	420

※ 上記例１の場合、A社の得点が高い委員が３人、B社の得点が高い委員が２人となるため、A社を最優先候補者とする。

２ 上記１において、どちらも同人数だった場合は、各委員が１位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

例２

	委員１	委員２	委員３	委員４	委員５	委員審査得点合計
A社	85	85	85	95	欠	350
B社	90	75	95	90	欠	350



	委員１	委員２	委員３	委員４	委員５	委員審査得点合計
A社		85		95	欠	180
B社	90		95		欠	185

※ A社を１位とした委員の合計点数が１８０点、B社を１位とした委員の合計点数が１８５点となるため、B社を最優先候補者とする。

３ 上記２においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

４ 上記３においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

５ 上記４においても同点だった場合は、評価項目の「３ 企画提案内容」において、全委員の審査得点の合計額が高い方を最優先候補者とする。全委員の審査得点が高同点だった場合は、上記１～４の手順を準用し、最優先候補者を選定する。

６ 上記５においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

名護市公告第3/号
令和8年6月25日

名護市長 渡具知 武豊



国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

公売財産の種類		動産				
公売財産、公売保証金及び見積価額		別紙 1 のとおり				
公 売 方 法		インターネット公売による入札（せり売り）				
公 売 日 時	入 札	令和 8 年 7 月 27 日 午 後 1 時 00 分 から				
		令和 8 年 7 月 29 日 午 後 11 時 00 分 まで				
	開 札 (最高価格 申込者決定)	令和 8 年 7 月 30 日 午 前 10 時 00 分				
公 売 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上				
開 札 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上				
売 却 決 定		日時	令和 8 年 7 月 30 日 午 前 10 時 00 分		場所	名護市役所 国民健康保険課
代金納付期限		令和 8 年 8 月 6 日 午 後 2 時 30 分				
買受人についての 資格その他の要件		以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産を買い受けることができない。				
		1 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方				
		2 名護市が定めるインターネット公売ガイドライン等の内容を承諾せず、順守できない方				
		3 公売財産の買受について一定の資格、その他の要件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方				
		4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方				
		5 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。				
		6 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除く。				
		7 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。				
そ の 他	別紙 2 のとおり					
配当を受ける者の権利の申出について						
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする前日までに債権現在額申立書により、その内容を名護市税務課に申し出ること。なお、債権現在額申立書の用紙は名護市税務課にて配布する。						

公売公告別紙 1 (公売財産及び公売保証金)				
売却区分番号	公売財産の名称 数量、性質及び所在等	公売財産上の賃借権等の 権利の内容	公売保証金	見積価額
名護市動公 8-3-1	スズキ・ワゴンR平成25年 式(車検有効期限令和8年11 月20日)	なし	2,700円	27,000円
名護市動公 8-3-2	ダイハツ・ミラ平成23年式 (車検有効期限令和8年10 月17日)	なし	710円	7,100円

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 別紙2

1 公売財産の入札に係る買受の申込みをしようとする方（以下、「入札者」という。）は、公売参加申込期間に次の手続きを行う必要があります。

(1)インターネット公売システム上の公売参加申し込み手続き

(2)前項の参加条件を満たすことを確認するため、書面による陳述書等の関係書類の提出

2 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければすることができません。

3 公売保証金は、銀行振込等で納付してください。

4 一度提出した入札書は引換、変更又は取消しをすることができません。

5 公売財産について、権利移転及び危険負担移転の時期は買受代金完納の時とします。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。例えば、公売財産が農地等である場合、農業委員会等から権利移転の許可書または届出受理書が必要になります。

なお、買受代金納付後（農地等については、許可または届出の受理があったとき）に生じた財産の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。また、公売財産が動産、自動車などである場合、市はその公売財産の引渡しを買受代金納付時の現況有姿で行います。

6 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。

7 公売財産の権利の移転につき登録を要するものについては、買受人は、買受代金納付の際に登録免許税額に相当する印紙若しくは納付の領収証書（登録免許税法第23条）を提出してください。

8 買受人が買受代金を納付する時までに滞納税金完納の事実が証明されたとき又は買受代金納付後も公売を取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。

9 買受代金を納付しないときは、公売保証金をお返しすることはできません。

10 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。

11 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、市は、担保責任を負いません。

12 その他の事項については、名護市インターネット公売ガイドラインによります。

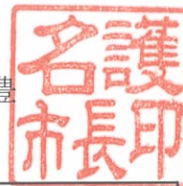
名護市公告第 32 号

令和 8 年 6 月 29 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	喜知留川河川整備工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	橋梁下部工一式
6	入札日時	令和8年7月23日（木）午前11時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年7月6日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年7月9日（木）正午
14	質問に対する回答	令和8年7月13日（月）
15	指名通知日	令和8年7月8日（水）
16	その他①	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	その他②	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき名護市議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、名護市議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年7月23日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事A級業者に対し令和8年5月18日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年7月6日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年7月8日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 33 号

令和 8 年 6 月 29 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	名護100号線道路改良工事（その7）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 東江 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月10日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和8年7月23日（木）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年7月6日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年7月15日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年7月16日（木）
15	指名通知日	令和8年7月8日（水）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年7月23日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年7月6日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年7月8日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 34 号

令和 8 年 6 月 29 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	市道数久田15号線道路改良工事（その3）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 数久田 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和8年7月23日（木）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年7月6日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年7月15日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年7月16日（木）
15	指名通知日	令和8年7月8日（水）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年7月23日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせることに決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年7月6日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号(営業所技術者等証明書)もしくは様式第1号別紙4(営業所技術者等一覧表)の写し)

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年7月8日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 35 号

令和 8 年 6 月 30 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	羽地中部支線14-1号農道整備工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 親川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年1月29日
5	概要	農道整備工事 一式
6	入札日時	令和8年7月16日（木）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	24,200,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年7月7日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年7月10日（金）正午
14	質問に対する回答	令和8年7月13日（月）
15	指名通知日	令和8年7月9日（木）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年7月16日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年7月7日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）

③ 配置予定技術者に係る書類

(1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類

(2) 資格者証の写し

(3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年7月9日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 36 号

令和 8 年 7 月 3 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	辺野古地区市道整備工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 辺野古 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年1月15日
5	概要	道路整備工事 一式
6	入札日時	令和8年7月22日（水）午前11時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	19,349,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年7月10日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年7月15日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年7月16日（木）
15	指名通知日	令和8年7月14日（火）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年7月22日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年7月10日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年7月14日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 37 号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条の 2 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 8 日

名護市長 渡具知 武豊



1. 名 称

大瀬原公園

呼 称	=	ポーション公園
面 積	=	2000 m ²
施 設 名	=	あづま屋(ベンチセット)、複合遊具、 健康遊具、ベンチ、照明、車止め、 排水、水飲み場、植栽、フェンス

2. 位 置

字宮里大瀬原

449 番

3. 区 域

別紙のとおり

4. 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 8 日

大瀬原公園（呼称：ポーシ公園） 位置図



202504100908 2276-005

N
↑

完成平面図

S=1/200



工事名	大瀬原公園整備工事
図面名	完成平面図
作成年月日	令和 8 年 4 月
縮尺	図 示
図面番号	17 - 2